

《論 説》

# 期限の利益の喪失約款の効力再考

——包括事由についての判断枠組の定立

宮川 不可止

はじめに

(1) 民法では、期限の利益の喪失については、債務者の方より観察して規定されている。すなわち、期限の利益を喪失する場合は、<sup>1)</sup>①債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、②債務者が担保を滅失させ、損傷させ、または減少させたとき、③債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき、に限定されている（民法137条）。これらの場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。この主張することができないという意味については、当然に期限到来の効果が生じるのではなく、債権者がただちに請求できるようになることであると指摘されている。<sup>2)</sup>この内、①については破産法103条3項が適用される。③については、<sup>3)</sup>下級審判例は、担保を全く提供しない場合のほか、実質的に考察して十分でない担保を提供したに過ぎない場合にもこれを供せなかったものとみるなど、金融取引の実情につき配慮を示している。なお、本条の担保とは普通担保に対する特別担保を意味している。<sup>4)</sup>

(2) 約款により期限の利益を喪失させることは可能であると考えられている。民法の規定は上記三つの場合に限定されているため、債権者の立場からは、債務者が手形交換所の銀行取引停止処分を受けた場合のような信用悪化事由を約

1) 廣中俊雄編著・民法修正案（前三編）の理由書184頁（有斐閣、1987年）。

2) 椿寿夫「期限の利益の喪失」法律時報50巻2号24頁（1978年）。

3) 東京高判昭和44年9月4日下民集20巻9—10号629頁。

4) 大村敦志・民法読解 総則編447頁（有斐閣、2009年）。

款により規定化する必要が生じるのであり、通説は、民法137条は強行規定ではないこと、<sup>5)</sup>債権の弁済期は当事者が自由に決めうるものであること等<sup>6)</sup>を理由として、公序良俗に反しないかぎり、約款による規定化を可能とみている。

(3) 銀行取引においては、全国銀行協会連合会が作成した銀行取引約定書ひな型(約款)により期限の利益喪失事由の規定化が図られてきた。しかし、現在では、その「ひな型」は廃止され、各銀行は、標準約款によることなく、銀行取引約定書を独自かつ自由に作成している。

「ひな型」は、昭和37年8月6日、同連合会において制定し公表され、昭和52年4月19日に一部改正され(期限の利益喪失条項について、喪失事由について全面的な改正が行われた)、改正後も20余年間にわたり使用されてきた。すなわち、「ひな型」は、これまで融資取引に関する基本的約定書例として、銀行取引契約の合理化・明確化等の点において歴史的に大きな役割を果たしてきた。しかし、銀行業界をとりまく環境は変化し、公正取引委員会からは、「ひな型」は、銀行間の横並びを助長するおそれがあるとの指摘があったことなどから、平成12年4月18日に廃止されたのである。廃止の際にはいくつかの留意事項が示された。各論的留意事項として、期限の利益の喪失事由については、通知催告を要せず期限の利益を喪失させる当然喪失事由を取引先の信用悪化の程度が顕著な定型的な徴候に限定するのが望ましいとし、また、請求喪失事由の場合は、請求喪失事由に該当する事実が形式的に発生したかどうかだけでなく、債権保全の必要性の有無を客観的に判断する必要があることに留意すべきであるとし、なお、期限の利益喪失事由に関わる法令の制定・改廃等<sup>7)</sup>があった場合には、適宜条項の見直しを行うことが望ましい、としていた。全銀協は前記のとおり「ひな型」は銀行取引契約の合理化・明確化に役立ってきたと自認しているが、この合理化に役立ってきたとはどのような意味であろうか。合理とは、その考

---

5) 平野裕之・民法総則(第3版)466頁(日本評論社、2011年)。

6) 我妻栄・新訂民法総則424頁(岩波書店、1965年)。

7) 全国銀行協会・銀行取引約定書ひな型の廃止と留意事項について(全銀協平12・4・18全業会第18号)(2000年)。加藤史夫=阿部耕一「『銀行取引約定書ひな型』の廃止と留意事項の制定」金融法務事情1579号6頁(2000年)。

えが論理的に正しいと判断されること、理屈には合っていることを意味するものであるから、ここでは、銀行の立場からみて自らの行動を理由づけしたものであろう。

(4) 筆者は、先に、現在の銀行取引約定書における期限の利益喪失約款を取り上げて、最近の約款整備により、約款の客観化・明確化の傾向がみられることをまず検証したうえで、「期限の利益喪失事由約款の客観化・明確化により約款の有効性は拡大されるか」、という論点について検討をした。先行研究には、<sup>8)</sup>このような考察が不足していた。

現在、学説は、銀行取引約定書5条2項5号の規定「前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」、につきこれを抽象的・包括的な規定<sup>9)</sup>であるとして批判をしている。しかし、先行業績において、右の批判を超えてのさらなる踏み込みが行われてきたとはいいいがたい。

本稿は、期限の利益の喪失約款の包括事由といわれる「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」を対象に、先行研究では欠落している相応しい「判断枠組の定立」に向けた検討を加え、考慮すべき要素を示し、その判断枠組の定立を提言するものである。

## 1 銀行取引約定書における「債権保全を必要とする相当の事由」

### (1) 銀行取引約定書旧ひな型

昭和37年に制定された銀行取引約定書旧ひな型では、第5条において期限の利益を喪失する場合は次のとおり規定されていた。

第5条（期限の利益の喪失）

- ①私が次の各号の一にでも該当した場合には、貴行から通知催告等がなくても貴行に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債

---

8) 宮川不可止「期限の利益の喪失約款の効力—客観化・明確化はその有効性を拡大化するか」京都学園法学67号31頁（2012年）。

9) 安藤次男「返済の時期」鈴木祿弥=竹内昭夫編・金融取引法大系第6巻85頁（有斐閣，1984年）。

務を弁済いたします。(1～5号略)

②次の各場合には、貴行の請求によって貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済いたします。

1. 私が貴行とのいっさいの取引約定の一にでも違反したとき。
2. 保証人が前各号の一にでも該当したとき。
3. その他債権保全のため必要と認められるとき。

上記のとおり、旧ひな型第5条2項3号は、「その他債権保全のため必要と認められるとき」を、請求喪失事由としてあげていた。有力説は、同号を、解釈によっては、無限に広くなりうるとし、本号はなくてもよいと考え、また、少なくとも、銀行の恣意によって自由に期限の利益の剥奪を許す趣旨の約定ではないと指摘していた<sup>10)</sup>。なお、少なくとも、支払を停止したとき(1項3号)に準ずるほどの事由があって、債務者の資力が悪化したことを客観的に判断される<sup>10)</sup>ことが必要であるとみていた。

## (2) 銀行取引約定書ひな型

昭和52年に改正された銀行取引約定書ひな型では、第5条は次のとおり改められた。

### 第5条(期限の利益の喪失)

- ①私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴行から通知催告等がなくても貴行に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。(1～4号略)
- ②次の各場合には、貴行の請求によって貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
  1. 私が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
  2. 担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。
  3. 私が貴行との取引約定に違反したとき。

---

10) 遠藤浩「期限利益喪失約款の妥当性」加藤一郎＝林良平＝河本一郎編・銀行取引法講座〈中巻〉12頁(金融財政事情研究会、1977年)。

4. 保証人が前項または本項の各号の一にでも該当したとき。

5. 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

上記のとおり、旧ひな型第5条2項3号の「その他債権保全のため必要と認められるとき」は、本条2項5号において、「前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」に改められた（以下では、たんに「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」ということがある）。全銀協法規小委員会の新銀行取引約定書ひな型の解説は、本号を、前項各号および本項各号以外の事由で債権保全の客観的必要性がある場合のことであり、<sup>11)</sup>としている。また、同じ文言は、ひな型第4条1項、第6条2項にも用いられている。

本号は、旧ひな型の「認められるとき」を「相当の事由が生じたとき」に改め、銀行の恣意的・主観的判断を排して客観化に努めているものの、なお、包括性を免れない。本号の解釈については、「前各号その他」と「前各号その他の」のいずれに解釈するかの問題である旨指摘されている。<sup>12)</sup>これに関し、2項1号から4号まではいわゆる債務不履行の場合であるから、2項5号は債務不履行に近いことが必要とされるという見解も示されていた。<sup>13)</sup>

### (3) 「ひな型」廃止後の独自の規定内容

#### ① 銀行取引約定書

メガバンクでは、三井住友銀行は、ひな型第5条2項5号を、「債権保全を必要とする相当の事由が生じた」と客観的に認められるとき」（2項新4号）に改め、客観化と明確化に努めている。<sup>14)</sup>三菱UFJ銀行、みずほフィナンシャルグループは、いずれも本号につき改訂をしていない。<sup>15)</sup>

地方銀行については、村山洋介教授による平成18年調査（回答のあった地銀44

11) 全銀協法規小委員会編・新銀行取引約定書ひな型の解説87頁（金融財政事情研究会、1977年）。

12) 松下淳一ほか「〈座談会〉民事再生法の施行と銀行取引約定書ひな型5条」[松下淳一発言]金融法務事情1573号24頁（2000年）。

13) 道垣内弘人・前掲注12座談会発言24頁。

14) 三上徹「住友銀行における銀行取引約定書の改訂」金融法務事情1544号9頁（1999年）。同「住友銀行における新銀行取引約定書の提案」銀行実務21、562号4頁（1999年）。

15) 東京三菱銀行「銀行取引約定書」金融法務事情1590号37、38頁（2000年）。みずほフィナンシャルグループ「銀行取引約定書」金融法務事情1603号36、37頁（2001年）。

行)によると、本号につき、変更を加えない地銀が17行、「前各号に準じるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」とする地銀が14行、「前各号の他、乙の債権保全を必要とする相当の事由が客観的に生じたとき」とする地銀が8行、「前各号の他、甲の債務の弁済に支障をきたす相当の事由が生じたとき」とする地銀が4行、「前各号の他、甲の信用状態に著しい変化が生じるなど債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」とする地銀が1行ある<sup>16)</sup>。また、経済法令研究会「銀行取引約定書第二次試案」(平成15年1月公表)は、これを、「その他、乙において直ちに債権回収手続に入ることが相当と認められる事由が発生したとき」(第2項8号)<sup>17)</sup>、としている。

このように、右調査に回答した地銀44行の内、27行がなんらかの形で規定内容を変更し、変更しない17行を上回り、独自の規定を設けるケースが増加している。

## ② 新型融資契約書

まず、コミットメントライン契約書の条項においては、期限の利益喪失事由として、「前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」のような包括事由は通例設けられていない<sup>18)</sup>。これは英米型の契約であるからであろうか。また、借主が既に銀行取引約定書を締結している場合において、両者の規定間に抵触があるときは、本契約の規定が銀行取引約定書のそれに優先する旨を規定している<sup>19)</sup>。個別のコミットメントライン契約書をみると、請求喪失事由の一つとして、「借入人又は連結対象子会社の事業内容や操業状況、保有資産や将来性に関して、重大な変化が発生し、若しくはそのおそれがあると認められる相当の理由があり、融資債権保全の必要があると認められる場合」を設

---

16) 村山洋介「銀行取引約定書ひな型廃止後の銀行取引約定書改訂動向(1)(2・完)一地方銀行および第二地方銀行の動向を中心に」鹿児島大学法学論集41巻1号107頁2号87頁(2006年、2007年)。期限の利益の喪失については41巻1号116～121頁を参照。

17) 経済法令研究会「銀行取引約定書第二次試案」銀行法務21. 613号34, 35頁(2003年)。これにつき、秦光昭「銀行取引約定書の第二次試案について」銀行法務21. 同号38～56頁(2003年)の解説参照。

18) 第一勧業銀行国際金融部・法人融資枠設定と融資取引158, 159頁(B S I エデュケーション, 2001年)。

19) 第一勧業銀行国際金融部・前掲注18書190頁。

けている事例がみられた。この文言は、前記「債権保全を必要とする相当の事由」よりも、かなり具体的な表現であり、包括事由を設けていないコミットメントライン契約書の場合と銀行取引約定書の規定との中間的な対応であるように位置付けすることができる。

次に、全銀協の劣後特約付金銭準消費貸借契約証書（参考例：2004年3月31日<sup>20)</sup>）では、劣後ローンの期限前弁済を原則として禁止している。このため、期限の利益喪失事由を設ける実益は低いとみられており、むしろ銀行取引約定書の期限の利益喪失条項の一部の不適用を合意しておく必要がある。この劣後特約付契約証書では請求喪失事由の一つとして、「前各号のほか借入人の債務の弁済に支障をきたす相当の事由が生じたとき」（8条2項）が設けられ、この表現からすると銀行取引約定書の前記包括事由を意識したものであろう。

さらに、JSLAの「タームローン契約書」（平成15年3月25日）第18条（期限の利益喪失事由）では、請求喪失事由の一つとして、「前各号を除き、借入人の事業もしくは財産の状態が悪化し、または悪化するおそれがあり、債権保全のために必要が認められるとき」（2項7号）と定められ、銀行取引約定書の包括規定と比較すると、より具体的な表現であるように思われる。

## 2 判例の概観

ここで、期限の利益の喪失の有無に関して、「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」に該当するか否かが争われた判例（後掲判例①～判例⑤）を概観する。

### (1) 銀行取引約定書ひな型（昭和52年改正後のもの）に関するもの

判例① 東京地判平成3・2・18<sup>21)</sup>金融法務事情1293号30頁 損害賠償請求事

20) 金融法務事情1705号33頁に資料として掲載。

21) 判例批評として、河上正二・金融法務事情1331号25頁（1992年）等がある。

## 件・安田信託銀行

### [事実関係]

Y（信託銀行、被告）は、昭和53年5月23日、X（債務者、自動車部品等製造販売業、原告）と銀行取引約定を締結した。昭和59年10月当時、XのYからの借入金は、長期短期併せて4億6700万円であり、Xの提供した不動産担保では、1億2700万円（定期預金4000万円控除後では8700万円）程度の担保不足の状況であった。同じころ、Xが根抵当権譲渡による担保提供をYに約束しながら、これを遅滞し、また約束の実行を前提に調達した他行への弁済資金であるとの暗黙の了解があった預金を運転資金に利用しようとしたので、Yは、Xの預金1億5026万円余を前記貸付金との関連で拘束した。

Xは、Yを被告として、担保余力は十分あり、預金拘束は違法・不当であると主張して、不法行為責任に基づき1000万円の損害賠償を求めた。これに対し、Yは、債権保全を必要とする相当の事由が発生していたから、預金拘束は適法であると反論し、応訴した。なお、期限の利益喪失そのものに関しては争われていない。

### [判旨] 請求棄却

債務者が提供した担保が融資に対する担保として十分ではなく、根抵当権譲渡による担保提供を約しておきながら、これを遅滞し、その手順を明らかにすることもなく、かつ、これを前提として調達した本件金員（他行弁済資金）を安易に運転資金として利用しようとしたときには、前記の担保不足の状況及び従来からの経緯等を併せ考えると、銀行の預金拘束は違法であるとはいえない。

判例② 仙台高判平成4・9・30<sup>22)</sup>金融・商事判例908号3頁 預金返還請求控訴事件・秋田銀行

### [事実関係]

Y（銀行、被告、被控訴人）は、平成元年5月30日付け銀行取引約定書により、

---

22) 判例批評として、大西武士・金融法研究258頁（ビジネス教育出版社、1999年）等がある。



X（債務者、酒類の卸小売業、原告、控訴人）に対して貸付取引を開始し、約定書には、「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」は、請求により期限の利益を喪失する旨の条項（5条2項5号）があった。平成2年4月9日、Yは、Xに対して、410万円を貸付けした。同年6月26日、X社の専務取締役が、Y銀行支店に債権者集会開催の弁護士名の通知書を持参し、その要旨は、「Xの営業不振により、事業継続並びに負債の整理のためには債権者の協力が必要であること、同月30日に債権者集会を開催する予定である」というものであった。これを受けて、Yは、同月28日、内容証明郵便にてXの期限の利益を喪失させ、後日、預貸金を相殺した。

Xは、Yを被告として、預金返還請求訴訟を提起して預金の支払いを求め、この訴訟では、前記事実は銀行取引約定書5条2項5号にいう「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」に該当するのか、が争点となった。第一審（青森地裁八戸支判）はXの右請求を棄却したので、Xより控訴。

**【判 旨】 控訴棄却**

債務者が不渡手形を出したこともなく営業を継続しているときであっても、経営不振の債務者が債権者集会開催の通知をした場合は、書面の内容が事業の継続等のためには債権者の協力が必要な事態に立ち至ったことを推測させるものであり、事前になんらの相談等もしていないこと、専務取締役の発言や態度、債務者の当時の負債総額等の事情に徴すると、銀行取引約定書5条2項5号にいう「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」に該当する。

判例③ 長野地判平成9・5・23判例タイムズ960号181頁 株券引渡請求事件・長野信用金庫

**【事実関係】**

Y<sub>1</sub>（信用金庫、被告）は、平成2年6月29日付け信用金庫取引約定書により、A社（債務者、開業前のゴルフ場事業主体）に対して、ゴルフ場建設資金を継続的に融資し、平成5年1月までの融資額は約38億円余りであり、X（A社発行済株式総数の過半数の660株を有する実質的な経営者、原告）は、保有するA社株式に

つき根担保権を設定しA社株券をY<sub>1</sub>に引渡していた。Y<sub>2</sub>（大手建設会社、被告）は、このゴルフ場の施工業者であった。

しかし、Y<sub>1</sub>は、平成5年1月20日以降、A社に対する融資を拒絶し、同期、Y<sub>2</sub>も施工を辞退し、代わりの建設業者が見つからない深刻な事態になった。さらに、A社より1月20日以降の利息6454万円の支払いがなかったため、Y<sub>1</sub>は、A社に対して、同年3月23日付け内容証明郵便（同月24日到達）により、期限の利益を請求喪失させた。そして、Y<sub>1</sub>は、同年5月、前記A社株式（額面5万円）660株を、額面金額3300万円で担保権を実行し取得して貸付金の一部に弁済充当した。同年9月には、この内510株をY<sub>2</sub>に譲渡した。

Xは、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>を被告にして、株券引渡請求事件を提起し、融資の拒絶、期限の利益喪失、株式の取得は、信義則違反、権利濫用であると主張して、株券の引渡しを求めた。

#### 【判旨】 請求棄却

ゴルフ場建設資金を融資していた信用金庫が融資を拒絶し、期限の利益を喪失させ、クラブの株式につき根担保権の実行をしたことは、代替施工業者が見つからず事業遂行の確実性に影響が生じたとみられるなど重要な事情の変更が生じたと認められる本件事実関係のもとでは、信義則等に違反せず、権利濫用に当たらない。

#### (2) 銀行取引約定書ひな型廃止後のもの

判例④ 東京地判平成19・3・<sup>23)</sup>29金融法務事情1819号40頁 否認権行使等請求事件・熊本ファミリー銀行

#### 【事実関係】

Y（銀行、被告）は、平成元年3月3日付けの銀行取引約定書により、A社

---

23) 判例批評として、三上徹・金融法務事情1820号8頁（2007年）、浜中善彦・金融法務事情1839号8頁（2008年）、小田垣亨・銀行法務21.685号20頁（2008年）、山本克己・金融法務事情1844号56頁（2008年）、安井充彦＝清水茉莉・みんけん627号13頁（2009年）等がある。

（債務者、熊本県内最大手の建設会社、原告）に対して、常時14億円から15億円程度（内10億円前後は信用貸越し）の貸付けを続けてきた。平成17年11月、B建築士の構造計算書改ざんによる耐震偽装問題が発覚し、大きな社会問題となった。同月19日（土曜日）、A社に対する信用貸残高は12億2258万円であったところ、A社について耐震偽装への関与を疑わせる新聞報道等があった（同月17日には、国土交通省はホームページにおいて耐震偽装問題を情報公開していた）ため、Yは、A社より事情聴取をしないで、19日午後、通知書（翌20日到達）により期限の利益を請求喪失させるとともに、普通預金・当座預金につき預金凍結を実施した。21日（月曜日）、Yは、A社振出の小切手の交付を受ける等して、貸付債権13億0539万円を回収し、一方では、A社振出の交換呈示手形を不渡処理した。その後、A社は、翌月1日に破産を申立て、翌日に破産手続開始決定を受け、XがA社の破産管財人に選任された。

Xは、Yを被告にして、否認権行使等請求事件を提起し弁済否認を求め、損害賠償請求をも訴求した。Yによる期限の利益請求喪失は債権保全を必要とする相当の事由が生じたものとして有効か、預金凍結に根拠と適法性はあるのか、小切手による債権回収が弁済否認の対象となるのか等が争点となった。

〔判 旨〕 請求一部認容

債務者が将来的に建設工事を受注することができることがその信用供与の前提であったところ、債権者において、新聞報道等により債務者の耐震偽装問題への関与が疑われ債務者が新規の受注を得ることはできず、既存工事についても工事の中断、工事代金の支払の留保や請負契約が解約される可能性が強く、債務者の施工物件について損害賠償を請求される可能性があると判断したことはやむをえなかったといえる。耐震偽装が疑われる物件に債務者の施工物件が含まれていることを報告しなかったことは債務者に対する信用を失わせるものであった。債権者が期限の利益喪失の請求を行った時点で、銀行取引約定書5条2項5号所定の「債権保全を必要とする相当の事由」が生じていたといえる。債務者より事情聴取をしていないが、本件期限の利益喪失の請求は有効かつ適法であり、債権保全のための預金凍結措置も違法ではない。（13億539万円の弁済

否認は肯定した。)

判例⑤ 東京高判平成21・4・23<sup>24)</sup>金融法務事情1875号76頁 損害賠償請求控訴  
事件・山口銀行

**【事実関係】**

Y（銀行，被告，被控訴人）は，X（債務者，書籍雑誌の企画制作業，原告，控訴人）に対し，平成18年10月23日付け金銭消費貸借契約に基づき，2000万円を分割弁済の約定で貸付けた。この貸付契約には，「前各号に準ずるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」は請求により期限の利益を喪失する旨の期限の利益喪失条項があった。平成20年1月9日時点において，貸付残債権は1166万円であった。一方，Xは，A社（本店所在地，経理担当者は共通）に対し，1億2153万円の貸付金を有していたところ，同日，A社は民事再生手続開始の申立てをした。同日夕刻，Y銀行担当者は，Xは債務超過に陥る可能性が高いので，Xに対する期限の利益喪失事由に該当する旨を述べて，期限の利益を喪失させずに，普通預金口座につき払戻しを拒絶する措置をとり，また追加担保の提供の提案がない限り払戻拒絶措置を解除することはできない旨を告げた。Yは，追加担保の提供がないので，同年2月1日到達の通知書により債権保全の必要が生じたとして期限の利益を請求喪失させ，後日の相殺通知書により預貸金を相殺した。

Xは，Yを被告にして，不法行為による損害賠償請求事件を提起し，預金払戻拒絶措置は違法であると主張した。第一審（東京地判平成20・8・1金融法務事情1875号81頁）は，YがXを連鎖倒産するおそれがあると判断するのは相当であり，債権保全を必要とする相当の事由が生じていたとして，Xの請求を棄却したので，Xより控訴。

**【判 旨】 控訴棄却**

---

24) 判例批評として，亀井洋一・銀行法務21. 711号34頁（2010年），岩崎大＝戸田裕典・みんけん643号13頁（2010年），本多知成・金融法務事情1899号32頁（2010年）がある。

債務者の大口かつ重要な取引先で密接な関係にある会社が民事再生を申立てたことにより、債務者は、貸付金債権の大部分が回収不能となる可能性が高くなり、実質上の債務超過に陥り、今後の事業の継続が困難になったものであり、これに加えて、追加担保を提供することができなかつたものであるから、債務者につき債権保全を必要とする相当の事由が生じたものというべきである。事実と経緯に照らせば、預金払戻拒絶措置は銀行がとつた合理的な措置であり、これを違法ということはできない。

### (3) 判例の分析

#### ① 判例の意義

前記判例5件は、下級審のものとはいえ、これまで先例といえるものがほとんど存在しない分野において、ブランクの一部を埋めるものであり、この点において意義を有する。また、これら判例5件は、信用金庫取引を含む広義の銀行取引におけるものであり、すべてが「ひな型」（昭和52年改正後のもの）に関するものである。ひな型廃止（平成12年4月）後の判例として分類したもの（判例④、判例⑤）は、実際には銀行取引約定書ひな型の適用に関するものであり、その後の各銀行における独自・個別の銀行取引約定書に関する判例は、まだ1件もないようである。

債務者の業態、金融機関の種類、金融機関の債権額を以下に分類する。

	債務者の業態	金融機関の種類	債権額
判例①	自動車部品等製造販売業	信託銀行	4億6700万円
判例②	酒類卸小売業	地方銀行	410万円
判例③	開業前ゴルフ場経営主体	信用金庫	38億円余
判例④	建設業（県内最大手）	地方銀行	12億2258万円
判例⑤	書籍雑誌の企画製作業	地方銀行	1166万円

上記のとおり、債務者はいずれも事業者でありその業態は多岐にわたり、一方、金融機関は地方銀行が多い。債権額は38億円から410万円までかなりばら

ついており、債権額1億円を超えるものが3件あり、判例③の信用金庫38億円が突出している。

## ② 「債権保全を必要とする相当の事由」の該当性

判例①は、預金凍結のみをした事案であり、ここでは期限の利益喪失の有無は争点ではない。<sup>25)</sup>この事案は、担保不足状態の下で債務者が具体的な担保の提供を約していた場合である。したがって、債権者の立場では、担保の不提供（民法137条3号）を根拠にして、または銀行取引約定書4条による増担保請求をしたうえ履行のない場合には約定違反として、期限の利益を喪失させることができると考えられる。本件事実関係の下で期限の利益を喪失させないで預金拘束のみをした事情が他行弁済用預金の流用の動きがあったことを除いて、やや不明である。この事案は、いわば担保不足先行型であり、債権保全を必要とする相当の事由が生じていたといえるのである。

判例②は、任意整理のケースであり、債務者は営業を継続し不渡手形を出したこともない。しかし、受任弁護士名の「月末（持参日の4日後）に債権者集会を開催する」旨の通知書を債務者が支店店頭で持参したものの、債務者からは事前説明、当日説明がなく、「債権保全を必要とする相当の事由」が生じたものとして扱われたことは妥当であろう。

判例③について。金融機関は、取引先債務者の経営の自由度を確保し、債務者の経営に過度に干渉しないことが望まれ、また、約款による過度の規定内容は禁じられるべきものである。この点に関して、ゴルフ場建設資金を融資した信用金庫が債務者会社の株式を担保権を実行して取得した行為につき、債務者の経営関与との関係が問われている。他方、債務者への授信は裁判所の認定によると担保不足の状態であり、多額の利息の未払いがあるこのケースでは、ゴルフ会員権相場が下落傾向にあり、債権回収の必要性からやむをえない行為と

---

25) 緊急時の預金拘束を検討したものとして、河上・前掲注21判批のほか、伊藤眞「危機時期における預金拘束の適法性—近時の下級審裁判例を素材として」金融法務事情1835号10頁（2008年）がある。

いえよう。

判例④は、耐震偽装問題への関与が疑われた事案である。金融機関は、今後、債務者が新規受注を獲得することはできず、既存請負契約が解約される可能性が高く、したがって債務者に対する信用は喪失したとして、債権保全を必要とする相当の事由が生じたものとして、期限の利益を喪失させ、預金凍結もしている。新聞報道等を根拠に期限の利益を喪失させたことの妥当性が問われている。

最後の判例⑤については、債務者の大口かつ重要な取引先で密接な関係にある会社が民事再生を申立てたことにより、債務者は、貸付金債権の大部分が回収不能となる可能性が高くなり、実質上の債務超過に陥り、今後の事業の継続が困難になったとみられたものである。これに加えて、追加担保を提供することができなかったのであるから、債権保全を必要とする相当の事由が生じたものとしている。債務者についての民事再生申立ての場合は、1項の当然喪失事由となる。親会社が民事再生の申立てをした場合は、これにより連鎖倒産のおそれがあるときには、本号による請求喪失にならう<sup>26)</sup>。大口取引先で密接な関係会社についての民事再生申立ての場合は、債務者への実質的な影響を評価し、影響大のときは請求喪失となる、という論理が今後定着するものと考えられる。

近時、請求喪失型においても、一般条項を用いての衡平性確保は常例化しているものの、劣位にある当事者を保護する局面では、信頼関係法理に代表される一般条項的処理の介入は不可避と解<sup>27)</sup>されている。

### ③ 期限の利益喪失約款の解釈の判断主体は誰か

銀行取引約定書ひな型による場合には、各銀行において同一水準の取り扱いがなされるので信頼性が確保される等の利点はあった<sup>28)</sup>。しかし、前記のとおり各行において独自の約定書による内容改訂は進展し、改訂内容を概観するかぎ

26) 田中誠二・新版銀行取引法（四全訂版）375頁（経済法令研究会、1990年）。

27) 山野目章夫「期限の利益の喪失」銀行法務21、583号25頁（2000年）。

28) 金融法学会中国地区部会「〈シンポジウム〉銀行取引約定書とドイツ銀行普通取引約款」金融法研究第17号125頁〔松本貞夫〕（2001年）。

り、各行の創意工夫により、ひな型第5条2項5号につき具体化・客観化に向けた努力がなされていることを評価する。約款の解釈については、適用が予定された顧客圏の平均的・合理的な理解可能性にしたがい客観的に解釈されるべきものであり<sup>29)</sup>、債権保全を必要とする相当の事由の該当性の判断については、債権者の約款運用を対象にして、裁判所がこれを客観的に判断するべきものである<sup>30)</sup>。今後、銀行が期限の利益の喪失という既成の法形式・観念を借用して一方的に銀行の利益確保を目的とした約定<sup>31)</sup>にしているとの批判を受けないようにするためにも、銀行に対して引続き約款の客観的判断を求めその見直し・改正を図る努力を望みたい<sup>32)</sup>。

### 3 「判断枠組の定立」の提言

#### (1) 判断枠組の定立に向けての考察

債権保全を必要とする相当の事由が生じたときか否かを客観的公平に判断するための枠組の定立については、いかに考察するべきか。理念的には、銀行取引約定書の期限の利益喪失条項の内容は、「現在の銀行取引からみて、民法規定の期限の利益喪失事由だけでは必ずしも実情に適合しない場合があるため、民法の規定内容を適切な範囲で補完するものであり、この補完必要な範囲を超えるものではないこと」を担保するものとして、その客観化・明確化を図るべきものであろう<sup>33)</sup>。学説上、約款における期限の利益喪失事由は、それが「不明確なとき」、「法律関係を不当に混乱させるものであるとき」、「債務者にとって不当な不利益を強いる結果になるとき」、は特約自体が無効になると理解されている<sup>34)</sup>。約款の客観化・明確化を図ることにより、右の「不明確なとき」は解

---

29) 河上正二・約款規制の法理261頁（有斐閣、1988年）、山下友信「銀行取引と約款」鈴木祿弥＝竹内昭夫編・金融取引法大系第1巻金融取引総論101頁（有斐閣、1983年）。

30) 林良平「期限の利益喪失」金融法務事情844号11頁（1978年）。

31) 山下末人「期限の利益喪失条項」法律時報41巻7号20頁（1969年）。

32) 鈴木祿弥編・新版注釈民法（17）288頁〔鈴木祿弥＝山本豊〕（有斐閣、1993年）は、信義則に基づいての客観的・合理的な解釈を重視している。

33) 山下・前掲注31論文20頁。

34) 我妻・前掲注6書424頁、ただし期限喪失事由が「不明確なとき」をあげていない。於保不二雄編・注釈民法（4）414頁〔金山正信〕（有斐閣、1967年）、ただし「法律関係を不当に混乱さ



消できるであろう（東京簡裁平成17・2・3消費者ニュース63号146頁の事例は、期限の利益喪失条項の趣旨が不明確・不適正で不当な契約条項であるとしている）。しかし、客観化明確化により債務者に不当な不利益を強いるときには、その効力が否定されることを留意しなければならない。AGB - Banken では期限の利益喪失に関する規定を有せず、わが国の銀行取引約定書につき、いっさいの債務を直ちに支払うとも読めるような規定は、そもそも不合理で不可能な場合もあり、これを銀行の一方的・恣意的な規定であり顧客の正当な利益を考慮しないものであるとの指摘があることを留意すべきである。<sup>35)</sup>なお、消費者の利益を制限するものとして、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する場合には、その期限の利益喪失条項は無効になる（消費者契約法10条）旨指摘されている。<sup>36)</sup>今後とも、約款の運用と解釈問題として検討すべき課題である。

次に、請求喪失事由については、「債権保全を必要とする相当の事由」が実際にあることが問われるべきものであり、<sup>37)</sup>これは、請求喪失事由のすべてについて必要とする前提的な条件である、といえる。

「債権保全を必要とする相当の事由」（債務者の信用悪化）についての判断は、次の二面性があると考察する。その一は、形式的な事由に該当する具体的な兆候が生じたこと（前記事例では、履行遅滞が生じたこと）であり、または形式的な事由が生じていなくとも実質的な事由が具体的に生じたこと＝具体化な事情変更が生じたこと（判例③では、重大な事情変更が生じたと認定されている）であろう。その二は、債務者の予想保全バランス（債権額－担保評価額＝保全不足額）を作成して、これにより債権保全の必要性があることを、数値で示すこと（担保評価額が債権額を下回る場合に限り、特段の事情がないかぎり実質的に債権保全を必要と

---

せるものであるとき」をあげていない。このほか、中馬義直「期限の利益喪失約款」遠藤浩ほか編・演習民法（総則物権）273頁（青林書院、1989年）は、「期限を喪失すべき債務の特定性が欠けているとき」をあげている。

35) 鳥谷部茂・前掲注28金融法学会シンポジウム125頁。

36) 後藤巻則・消費者契約の法理論215頁（弘文堂、2002年）。

37) 遠藤・前掲注10論文14頁は、「請求によって」をあいまいな表現であるとしている。

38) 宮川不可止「期限の利益の喪失と実務上の問題点」金融法務事情1520号31頁（1998年）は、銀行実務からの観点を述べている。実務研究会「実務上の問題点とその対応策」金融法務事情844号34頁（1978年）も参照。

する相当の事由があるものと考察する)である。私見は、この予想保全バランスによる数値化を判断基準に加えることを提言したい。<sup>39)</sup>先行研究は、「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」にはなお包括性が残存することを指摘するだけで、先の議論は黙止しているように感ぜられる。

## (2) 判断枠組の定立の提言

私見は、これを包括規定というよりも、むしろ「柔軟な概念」としてとらえる。そして、次の四要素を取り入れ判断枠組として定立することを提言したい。

- ・ 当時の情報収集の過程と阻害要因
- ・ 予想保全バランス
- ・ 債務者の状況と態度
- ・ 債権者の情報分析と見通しの判断

以下では、前記判例①～判例⑤について、この四要素に分けて分析をする。

### ① 当時の情報収集の過程と阻害要因

収集した債務者に関する情報として、判例①では、債務者が担保提供を遅滞し、他行弁済用預金を利用しようとしたこと、判例②では、債務者より債権者集会開催の弁護士名の通知書を受領したことならびに営業不振・負債総額が判明したこと、判例③では、施工業者が辞退し代わりの業者がみつからないことならびに債務者に多額の利息未払いが生じていること、判例④では、耐震偽装関与の新聞報道ならびにインターネット情報(国土交通省ホームページ)等があったこと、反対に債務者から当日事情聴取をしていないこと、判例⑤では、債務者が1億2千万円を貸付している関係会社の民事再生申立てがあったこと、をあげうる。

### ② 予想保全バランスによる数値化

---

39) 銀行関係者からもこのような示唆はないようである(中林哲太郎「銀行取引約定書ひな型制定の経緯と今後の問題点」堀内仁先生古稀記念・銀行取引法の研究75頁(金融財政事情研究会, 1976年)、鈴木正和「期限の利益喪失条項の対内効」堀内仁先生傘寿記念・銀行取引約定書—その理論と実際123頁(経済法令研究会, 1985年)、宍戸育夫「期限の利益喪失条項の対外効」前掲堀内傘寿記念135頁)。

判例①では、保全不足額8700万円、判例②では、保全不足額不明、判例③では、38億円の債権に対して事業主体会社の株式（額面3300万円）につき根担保権を設定しているが保全不足額不明、判例④では、保全不足額12億2258万円（信用貸残高の全額）、判例⑤では、1166万円の債権に対して保全不足額不明となっている。特に判例③の債権額は38億円と多額であるのに、保全不足額が判明していないのは意外でもある。

### ③ 債務者の状況と態度

判例①では、債務者は、根抵当権譲渡による担保提供を約しておきながら、これを遅滞し、右譲渡を行う前提としての他行弁済用預金を、右担保提供の手順を明らかにすることなく使用しようとしたこと、判例②では、債務者は、事前に相談せず債権者集会開催の日数切迫し当日説明もないこと、判例③では、債務者の状況につき不明であること、判例④では、債務者から当日の説明がないこと、判例⑤では、追加担保がないこと、をあげうる。すべての事案を通じて当事者の腹を割った話合いが不足しているように思われる。

### ④ 債権者の情報分析と見通しの判断

判例①では、判決文に事業の継続性についての説明はなく、「債権保全を必要とする相当の事由が生じた」との説明もない。

判例②では、債権者集会開催通知の内容は事業の継続等のためには債権者の協力が必要な事態に立ち至ったことを推測させるものであり、「債権保全を必要とする相当の事由が生じた」ときに該当するとしている。

判例③では、工事施工業者が辞退し代替施工業者がみつからなかったことは、事業遂行の確実性に影響が生じたとみられるとしている。しかし、「債権保全を必要とする相当の事由が生じた」旨の言葉はない。

判例④では、債務者が新規の受注を得ることができず、請負契約の解約がされる可能性が強いと判断することもやむを得ず、「債権保全を必要とする相当の事由」が具備されていたとしている。しかし、ここで事業の継続見通しについての文言はなく、また、債務者から事情聴取をしていないことは上記結論を左右しないとされている。

判例⑤では、債務者は実質上の債務超過に陥り、また、今後の事業の継続が困難になったものであり、これに加えて、追加担保を提供することができなかったものであるから、「債権保全を必要とする相当の事由が生じた」と結び、論旨は明確である。しかし、預金払戻拒絶も合理的な措置としているが、合理的の意味はなにか、たんに本件事情のもとで違法ではないといえよいのではなかろうか。

### (3) 判断枠組の適用と利点

上記の四要素を判断枠組として個別事例に適用することにより、より具体的な検討が可能になると考える。四つ目の債権者の情報分析と見通しの判断では、債務者の事業の継続性が見通しが中核的な視点となろう。私見の判断基準により前記判例を分析したところ、判例②判例③判例⑤では保全不足額が不明であること、判例①判例④では事業の見通しにつき説明のないこと、判例①判例③では債権保全を必要とする相当の事由が生じたときに該当する旨の説明がないこと等が明らかとなる。このように、本判断枠組を適用することにより、個別事例をより具体的にかつ客観的に解釈することができる利点があるものと考察する。

今後の事例集積をまつとともにさらに詳細に検討を加える必要があろう。私見の提言に対する多くの批評もいただきたい。

以上、包括事由と批判されている右規定に対してそれを存続させる前提で、先行業績で欠落しているその判断枠組の定立を提言した。

別の観点から、実務上困難な点はあるにせよ、この包括事由の表現を改めて包括性を減退させることはできないことであろうか。<sup>40)</sup>たとえば、前記の「前各号を除き、借入人の事業もしくは財産の状態が悪化し、または悪化するおそれがあり、債権保全のために必要が認められるとき」(JSLAのタームローン)、「借

---

40) 山野目・前掲注27論文30頁は、ひな型5条2項5号につき、「著しく」、「明らかに」などの文言を工夫して用い、銀行側の立証度を厳しくする文言を補いつつ、これを存置させる解決方向を示されていた。

入人又は連結対象子会社の事業内容や操業状況、保有資産や将来性に関して、重大な変化が発生し、若しくはそのおそれがあると認められる相当の理由があり、融資債権保全の必要があると認められる場合」（コミットメントライン契約某事例）などのように、より具体的な表現に換言することを考案するのである。そうすることにより、想定外の事態発生にも対応できることを前提に、事業継続の見通しについての文言が挿入され、また、債権者だけからみての文言（債権保全）ではなく債務者についての財産状態の悪化等の文言があるならば、包括性が減退し客観性がより高まることになる。私見の判断枠組みの採用のほか、包括性を減退させるべく文言改正を模索する必要があるろう。

## おわりに

これまでの検討により、銀行取引約定書における包括事由といわれる「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」の該当性の判断につき、具体的な判断枠組の定立を提言することができた。これまでの先行研究は、「債権保全を必要とする相当の事由」を包括的概念であるとして、これを消極的に評価し批判を加えているものの、それに止まり、判断枠組の定立化に向けた検討をほとんどしていない。私見のように四つの要素に分けて具体的にかつ客観的に検討したうえで、期限の利益喪失の有無を判断するべきではなかろうか。これにより、先行研究の到達点を一歩進める手掛かりにもなるであろう。今後の課題として、銀行取引における「債権保全を必要とする相当の事由」について、本稿を足掛かりにして、判断枠組を定立させることに向けて検討を続けることが必要であろう。本稿に対して肯否いずれの立場からも、ご批判をいただき今後のさらなる議論の深化を期待したい。預金凍結との関係分析は残された問題であろう<sup>41)</sup>。また、「不安の抗弁」と比較検討することも今後の課題と考えられる<sup>42)</sup>。

---

41) 最近の研究として、潮見佳男「普通預金の拘束と不法行為——損害賠償責任と判断構造」金融法務事情1899号22頁（2010年）。

42) 不安の抗弁権をめぐる最近の判例整理として、升田純「現代型取引をめぐる裁判例（31）」判例時報1701号46頁（2000年）がある。